

## 大津市会計年度任用職員募集要項

### 【職種：いのちをつなぐ相談員（保健予防課）】

令和8年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人（週3日勤務） 9:00～17:00

勤務曜日は月曜日から金曜日のうちから相談の上、決定します。

2 募集職種 公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士・保健師・看護師（保健予防課）

#### 3 業務内容

- (1) 自殺未遂者及び家族に係る相談業務
- (2) データ入力、カルテ整理
- (3) 電話・窓口対応業務

【業務内容の変更範囲】：なし

#### 4 募集対象

公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師または看護師の免許を有していること

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

#### 5 応募受付期間

令和8年1月22日（木）から令和8年2月5日（木）まで

#### 6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただけます。受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を貼付した履歴書
- ③職務経歴書
- ④公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師または看護師の免許証（写し）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時

【連絡先】大津市健康福祉部保健予防課 「会計年度任用職員採用担当（山田）」まで

電話番号：077-522-6766

## 7 選考日時及び選考会場

令和 8 年 2 月 6 日（金）14 時 30 分～ 大津市保健所 1 階 会議室

## 8 選考方法

面接試験

※上記 6 に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

## 9 結果の発表

受験者本人宛に、2 月 13 日頃に、合否通知を文書で発送します。

## 10 勤務条件

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 採用後、1 ヶ月（実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり □ 原則なし (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)
勤務地	大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 明日都浜大津 1 階 大津市 健康福祉部 保健所 保健予防課
勤務地変更の可能性	なし
勤務日	週 3 日 9:00～17:00（月曜日から金曜日の内から相談）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇 1 年目 5 日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週 3 日勤務（1 日 7 時間 × 週 3 日）9 時～17 時 休憩 60 分
基本給	日額（7 時間）12,235 円～12,904 円 ※資格取得後の業務経験に応じて決定します。 採用決定後に前歴の証明書の提出が必要です。
諸手当	通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、上限日額 2,619 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険 (健康保険、厚生年金保険は賃金日額等の条件を満たす場合に加入)
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

	<p>営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給日：翌月20日</li> <li>・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めところにより変更します。</li> <li>・36協定における特別条項：あり 「特別な事情」にあたる場合 <b>【臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合】</b> 健康危機に係る事態（医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康を脅かす事態等）が発生し、それに対する健康被害の発生予防、拡大防止等に関する業務が特に集中し、一人当たりの業務が増加し、当日中に処理をしなければならない場合。</li> </ul>